

第19回

医療改革の「今」を知る

リハビリ日数制限を撤廃しましょう。

すずかんの

昨

年4月の診療報酬改定によって、保険診療で受けられるリハビリに日数制限が導入されました。

当初からこの改定には批判が相次ぎ、医療者や患者団体からリハビリ日数制限撤廃の声が上がっていました。

免疫学の大家で東
京大学名誉教授の多
田富雄先生が「リハ
ビリテーション診療
報酬改定を考える
会」を昨年5月に発
足され、保険医の皆
さんとご一緒になっ
て、約44万人もの署
名が集められました。

この改定は、原則
として発症から最大
180日でリハビリテーシ
ョン医療が打ち切られるもので、
この制限から外れた対象者は、
医学的見地からみて必要であ
っても、医療保険でリハビリ
を受けることはできません。

それは、たとえ意識障害や
重度の合併症のためにリハビ

リ医療の開始が遅れたとして
も例外ではありません。行き
場のない「リハビリ難民」が
推計4万人を超えると言われ
ている今、即刻、開始後18
0日に変更すべきです。

リハビリは単なる身体機能
回復のための施術ではありません。
病気発症後、患者さん
は、突然、絶望の淵に追い込
まれ、毎日、不安と向き合
いながら生きていかねばなりま
せん。そうした患者さんの生
きる意欲を取り戻すこともリ
ハビリの大事な役割です。

厚生労働省は、医療機関で
のリハビリ打ち切り後は、介
護保険を使った介護施設での
リハビリへ移行すればよいと
いつていますが、そんな簡単
なものではありません。医療
者は大変な努力の結果、患者
さんとの信頼関係を構築して
いるのです。

3月10日に催された「これ
からのリハビリを考える市民
の集い」には、全国から約
400名の患者・医療者が集

まり、私も駆けつけました。
その翌週になって、狭心症な
ど一部の疾患については、日
数制限を除外するといったリ
ハビリ日数制限の見直し案が
厚生労働省から示されました。

この見直しは、中央社会医
療保険協議会（中医協）の承
認を経て、4月から実施され
ています。しかし、改善され
たとはいえ、全ての患者を救
うものではありません。我々
は、あくまで日数制限を撤廃
し、主治医の判断に委ねると
いうところまで、運動を盛り
上げていきたいと思えます。
ぜひ、ご協力をお願いします。

現場からの医療改革推進協議会事務総長、
中央大学公共政策研究科客員教授、参議院議員
鈴木 寛



すずき・かん ●通称すずか
ん。1964年生まれ。慶應義
塾大学SFC環境情報学部助
教授などを経て、現職。教
育や医療など社会サービス
に関する公共政策の構築が
ライフワーク。